

タウンセンターエリア内の公共空間を活用した 市民協働によるまちづくりの支援業務 募集要項

1 業務の名称

タウンセンターエリア内の公共空間を活用した市民協働によるまちづくりの支援業務

2 業務の概要

(1) 業務内容

別紙1に示す「タウンセンターエリア内の公共空間を活用した市民協働によるまちづくりの支援業務 委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(2) 業務の期間

契約の日から令和7年3月31日（月）まで

(3) 業務の規模及び契約金額の上限

本業務の規模は、7,500千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）程度の業務量を想定しており、契約金額の上限も同額とする。

(4) 受託希望金額の提示

仕様書を基に受託希望金額を提示すること。

(5) 支払い条件

委託料は、業務完了後、受託者からの請求に基づき支払う。

(6) 成果物の納品先

京都市都市計画局住宅室住宅政策課

(7) 業務の再委託

包括的な業務の再委託については認めない。個別の業務の再委託については、事前に京都市と協議を行い、京都市の文書による承認を得なければならない。

3 参加資格

- (1) 京都市契約事務規則第22条第2項に規定する指名競争入札有資格者名簿に登録している者であること。ただし、本市の競争入札参加有資格者でない場合であっても、京都市競争入札等取扱要綱第2条第1項各号に掲げる資格を有するものである場合は、当該プロポーザル等においては、競争入札有資格者とみなす。

【参考】京都市競争入札等取扱要綱（一部抜粋）

（競争入札の参加者の資格）

第2条 競争入札に参加しようとする者は、次に掲げる資格を有するものでなければならない。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- (2) 引き続き1年以上当該営業を営んでいること。
- (3) 次に掲げるものを滞納していないこと。

ア 所得税又は法人税

イ 消費税

ウ 本市の市民税及び固定資産税

エ 本市の水道料金及び下水道使用料

(4) (略)

(5) 前号に定めるもののほか、法令の規定により、営業について免許、許可又は登録等を要する場合にあっては、当該免許、許可又は登録等を受けて当該営業を営んでいること。

(6) 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

(2) 参加申請の期限から選定結果の通知の日までの期間に、京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止を受けていないこと。

(3) 本業務と同種又は類似の業務について、地方公共団体、都市再生機構又は地方住宅供給公社（これらに準じる組織を含む。）からの受託実績があること。ただし、本業務のプロポーザルの公告の日前10年以内に業務を完了したものに限る。

同種業務：市民協働による公共空間の利活用の支援等

類似業務：市民協働によるまちづくりに関する企画運営等

(4) 本業務の総括責任者は、上記(3)に示す同種又は類似業務の実績を有すること。

4 応募手続

(1) 提出物

ア 参加希望申出書

提出に当たっては、各様式に記載された注意書きに十分留意し、作成すること。

- ・ 参加希望申出書（第1号様式）
- ・ 業務実績調書（第2号様式）

本業務と同種又は類似する業務の実績で直近10年以内（平成26年度以降）に業務を完了したものを記載すること（最大2件）。

- ・ 配置担当者調書（第3号様式）

イ 企画提案書等（第4号様式から第8号様式まで）

- ・ 提案書（第4号様式から第7号様式まで）
- ・ 見積書（第8号様式）

※ 提案書等において求める内容は、6(2)評価項目も参照のこと。

ウ その他（京都市競争入札参加資格有資格者名簿に登録されていない方のみ）

- ① 法人の登記簿謄本
- ② 所得税又は法人税の未納がないことを証明する納税証明書
- ③ 消費税の未納がないことを証明する納税証明書
- ④ 市民税及び固定資産税の未納がないことを証明する納税証明書（京都市に事業所等が所在する場合及び法人名義の固定資産を所有する場合に限る。）
- ⑤ 調査同意書（水道料金・下水道使用料）（参考様式1）
- ⑥ 誓約書（参考様式2）

※ ①～④は、申請日前3箇月以内に発行のもの

※ ②～④は、令和6年度（令和5年1月1日～同年12月31日）の納税証明書の原本を提出のこと。

(2) 提出部数

- ・ (1) ア、イに係る書類 2 部 (原本 1 部、複写 1 部)
- ・ (1) ウに係る書類 1 部 (原本 1 部)

(3) 提出方法

郵送又は持参による。なお、郵送による場合は、配達の確認を電話にて行うこと。

(4) 提出期間

令和 6 年 4 月 2 6 日 (金) から令和 6 年 5 月 2 0 日 (月) 午後 5 時 (必着)

※ 持参の場合は、京都市の休日を定める条例第 1 条第 1 項に規定する本市の休日 (以下「休日」という。) を除く日の午前 9 時から午後 5 時までとする。
ただし、正午から午後 1 時までを除く。

(5) 提出先

京都市都市計画局住宅室住宅政策課 (担当 嶋澤、前波)
〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 4 8 8 (分庁舎)
電話 (075) 222-3666
電子メールアドレス house@city.kyoto.lg.jp

(6) その他

本業務の前提となる「洛西グランドデザイン 2 0 3 3」の閲覧を事前に希望する場合は、上記 (5) の連絡先に個別に連絡すること。

5 募集に関する質疑

(1) 質疑の方法

本要項に関する質疑は文書 (様式自由) による (必ず電話による受信確認を行うこと。)

ア 提出期限 : 令和 6 年 5 月 8 日 (水) 午後 5 時 (必着)

イ 提出方法 : 電子メール又は持参による

ウ 提出先 : 上記「4 (5) 提出先」と同じ

(2) 質疑に対する回答

全ての質問及び回答については、令和 6 年 5 月 1 0 日 (金) 午後 5 時までに、京都市ホームページにおいて公開することとする。

◆本プロポーザルのホームページアドレス

<https://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000326062.html>

回答は、この要項と一体のものとして、要項と同等の効力を有するものとする。

6 受託候補者の選定

提出された提案書に基づき、参加者の事業実施能力を審査し、受託候補者を決定する。

(1) 選定方法

下記 (2) に掲げる評価項目及び評価事項について採点し、提案の順位を決定する。このうち第 1 順位の提案を行った提案者を受託候補者として選定する。

ただし、受託候補者選定委員会が、本業務を実施し得る能力に満たないと判断した場合、受託候補者を選定しないことがある。

(2) 評価項目

別紙2参照

7 選定結果の通知

- (1) 選定の結果は、令和6年5月27日（月）までに、応募者へ書面で通知する。
- (2) 選定結果についての説明を、(1)の通知を受領した日から休日を除く7日以内に、書面で求めることができる。

これへの回答は、前述の書面を受領した日から休日を除く7日以内に、書面で行う。

- (3) 受託候補者の選定後、選定の結果（参加者数、選定された事業者名、評価点及び選定理由）を5(2)に記載する京都市情報館において公表する。

8 応募上の留意点

- (1) 提案は1者につき1つとする。複数の提案は認めない。
- (2) 企画提案書の作成及び提出に掛かる費用は、応募者の負担とする。
- (3) 提出期限以降における企画提案書の差替え及び再提出は認めない。
- (4) 提出された企画提案書は、返却しない。
- (5) 提出された企画提案書について、情報公開請求を受けた場合は、受託候補者の選定後に、請求者に公開することがある。ただし、京都市情報公開条例第7条の各号に該当するものは非公開とする。
- (6) 提案書等の著作権は、提案者に帰属する。ただし、提案の選定の公表等必要な場合には、提案書等の内容を京都市が無償で利用できる。
- (7) 提案書等の提出後、提案を辞退する場合は、辞退届（様式任意）を提出すること。
- (8) 書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）によるものとする。
- (9) 契約後、企画提案書に記載された配置担当者は、病気、死亡等の特別な場合を除き、変更できない。
- (10) 次に該当する企画提案書を提出した場合は、失格となる場合があるため、注意すること。契約後に判明した場合は、契約を取り消すことがある。
 - ア 虚偽の記載があると認められるとき
 - イ 提出方法、提出先及び提出期限が、指定された方法と異なるとき
 - ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき
 - エ 記載内容が各様式の留意事項に適合しないとき
 - オ 記載すべき事項以外の内容が記載されているとき
- (11) 本プロポーザルにおいて知り得た内容については、契約の有無を問わず、何人にも漏らしてはならない。
- (12) 受託候補者の選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合、失

格となることがあるため、注意すること。

9 契約の締結

京都市は、受託候補者と契約に関する協議を行い、契約を締結する。なお、受託候補者との協議が整わない場合、京都市は次点の提案者と順次契約に関する協議を行う。

10 問合せ先

上記「4 (5) 提出先」と同じ。